

一般社団法人スカルプチャーアート協会 受講規約

この受講規約（以下「本規約」）は、一般社団法人スカルプチャーアート協会（以下「当協会」）のすべての講座（以下「本講座」）を受講される受講者（以下「受講者」）が本講座の受講に際して遵守すべき事項を定めたものです。本講座の受講の際には、本規約が適用されますので、ご受講の前に必ずお読みください。

第1章 [総則]

第1条（適用）

1. 本規約は、当協会と受講者との間に適用されます。受講者は、本規約のすべてに同意した上で、申し込みをされたものとみなされます。
2. 本規約以外のガイドライン、説明書き、注意書き、その他当協会より別途配布または提示される資料等があった場合、これらに記載の事項もしっかりご確認ください。

第2条（規約の変更）

1. 本規約を変更する場合、当協会は、事前に変更後の本規約の内容とその効力発生日を受講者にお知らせします。
3. 変更後の本規約の効力発生日以降に受講者による本講座の受講があったときは、受講者は、この変更に同意したものとみなします。

第3条（受講申込）

本講座の申込みは、当協会より別途案内される所定の方法により行っていただきます。

第4条（受講契約の成立）

1. 当協会が受講申込みを受領後、当協会より、この受講を承認した通知があった時点をもって、本講座にかかる受講契約は成立します。
2. 受講契約の成立にかかわらず、当協会は、やむを得ない事由により本講座の開催日やその内容を変更する場合があります。その場合は、できるだけ早めにお知らせします。

第5条（受講料等および支払い方法）

1. 受講者は、本講座の受講料（テキストやキットなどの教材がある場合は、これらを含み、以下「受講料等」）を、当協会所定の支払方法で支払うものとします。なお、受講料等の支払いにかかる手数料（銀行振込の際の振込手数料を含みます）は、受講者負担となります。
2. 受講者都合による欠席、途中退席、遅刻その他いかなる理由においても、受講料等の返金はされませんが、受講者の体調不良などやむを得ない事由による場合は、当協会と別途調整のうえ別日に振替実施される場合があります。

第6条（申込後の解約）

受講申込み後の解約については、既にお支払いいただいた受講料等の返金は致しかねます。あらかじめご了承ください。

第2章 〔権利義務〕

第7条（知的財産権）

1. 本講座に関する知的財産権（本講座の内容、当協会のノウハウおよびこれらに関する資料や情報に関する著作権等を含みます）は、当協会に帰属しています。
2. 受講者は、当協会の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

第8条（オンライン受講の際の注意事項）

オンラインにて本講座の受講をする場合、受講に必要な機器およびサービス（通信端末、通信環境の設定、インターネット接続サービスなど）を、自らの責任と負担においてご準備いただきます。当協会は、受講者の通信環境の不整備や不具合、不使用または接続不能による受講不能などについて、一切責任を負いません。

第9条（非保証）

1. 本講座の受講にともない、当協会から提供される情報等について、当協会は、受講者に対し、これらに関する内容・品質・正確性・適法性（知的財産権や第三者の権利非侵害を含みます）・有用性・信憑性・特定の目的への適合性等を保証するものでなく、いかなる責任も負いません。
2. 本講座の受講に関連して受講者間または受講者と第三者との間において生じた紛争等については、ご自身の責任において処理解決いただきます。当協会はこれらについて一切責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。

第10条（機密情報）

受講者は、本講座の受講により知り得た当協会の機密情報（第7条（権利帰属）の知的財産権の内容を含む、当協会の営業上、技術上、財産上の情報をいいます）を適切に管理し、当協会の事前の承諾なしに第三者へ漏洩してはいけません。また、当協会の許諾する目的以外に使用することはできません。

第3章 〔解除等〕

第11条（契約の解除）

1. 受講者が次のいずれかに該当する場合、当協会は受講契約を解除することがあります。
 - (1) 本規約に違反した場合

- (2) 次に該当する行為があったと当協会が判断した場合
- ① 当協会の知的財産権、当協会関係者の肖像権、プライバシー、人権やその他の権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為
 - ② 当協会の承諾なく、提供されたテキストや講座内容などを複製、模造（講座内容を模倣して自らが開発したかのように他者へ提供する行為を含みます）、配布、転載、印刷、不正使用、SNS やウェブ上へアップロードする行為
 - ③ 当協会や関係者を誹謗中傷し、あるいは名誉を傷つけるような行為、その他本講座の運営を妨害する迷惑行為
 - ④ 法令または公序良俗に違反し、あるいは違反するおそれのある行為
 - ⑤ その他、当協会が受講契約の継続を適当でないと判断する行為
2. 前項の場合、当協会より付与された資格認定、権利などは剥奪されることがあります。

第 12 条（損害賠償）

受講者が本講座の受講に関連して当協会に損害を与えた場合、当協会は、受講者にその損害の賠償を請求することがあります。

第 4 章 [有効期間等]

第 13 条（有効期間）

本規約の有効期間は、受講契約の成立の日から、本講座の終了日まで（認定資格取得者は、資格保有期間中）有効に存続します。

第 14 条（存続条項）

前条の有効期間終了後においても、第 7 条（知的財産権）、第 9 条（非保証）、第 10 条（機密情報）、第 11 条（契約の解除）第 2 項、第 12 条（損害賠償）、本条（存続条項）、第 15 条（協議解決）および第 16 条（合意管轄）は、なお有効に存続します。

第 5 章 [雑則]

第 15 条（協議解決）

本規約に定められていない事項や本規約の記載事項に関する解釈上の疑義については、本規約の目的を考慮して当事者間で協議のうえ、決定するものとします。

第 16 条（合意管轄）

本規約に関連する紛争が生じた場合には、当協会の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

以上

Sculpture Painting 受講概要

2025/02/01 現在

① トライアルレッスン

概要	➤ スカルプチャーペインティングの体験	
制作デザイン	開講日によりデザインは異なります。	
時間	各 1.5 時間	
料金	対面	税込 6,500 円（材料費込み）
	オンライン	税込 9,500 円（トライアルキット・材料費込み）

② ベーシッククラス

概要	➤ 基礎技術を学ぶことができます。 ➤ 3 種類のデザインを制作します。 ➤ 受講料は 1 回ずつお支払いが可能です。		
制作デザイン	(1) ポピー	(2) バラ	(3) ピオニー
時間	各 2.5 時間		
料金	(1) ポピー	税込 28,000 円（教材費・テキスト代込み）	
	(2) バラ	税込 26,000 円（教材費・テキスト代込み）	
	(3) ピオニー	税込 25,000 円（教材費・テキスト代込み）	

※ (1)(2)(3)を修了後、当協会「認定エドューケーター」の認定を受けることが可能です。
 認定を受ける際は、認定料のお支払いが必要です。

I. 認定を受ける場合	
認定料&ディプロマ発行料	税込 11,000 円 ➤ 認定時に、別途当協会へお支払いください。年会費は不要です。
概要	➤ 「一般社団法人スカルプチャーアート協会認定エドューケーター」としての活動が可能です。 ➤ 修了された(1)(2)(3)の開講が可能です。（受講後、当協会へ作品の画像を提出いただきます。審査後合格者には認定が付与されます。） ➤ 協会が販売する画材の割引特典があります。
II. 「認定エドューケーター」を受けない場合	
概要	➤ (1)(2)(3)の開講内容を他者に教えることはできません。 ➤ 当協会の講座内容と異なるご自身独自のオリジナル講座の開講は可能です。 ➤ ご自身で創作された作品を他者に販売されることも可能です。

③ シーズンクラス

概要	➤ 季節に合わせたお花のレッスンを受講できます。(期間限定) ➤ 受講料は1回ずつお支払いが可能です。 ➤ 受講対象者はレッスンごとに異なります。
制作デザイン	例：カーネーション、ひまわり、ラナンキュラス等
時間	各レッスンにより異なります。
料金	各レッスンにより異なります。
備考	認定取得者は、シーズンクラスで受講したデザインの講座が開講可能です。

④ マスタークラス

概要	➤ 応用技術を学ぶことができます。 ➤ 3種類のデザインを制作します。 ➤ 受講料は1回ずつお支払いが可能です。		
制作デザイン	(1) ピオニー	(2) アイリス	(3) バラ
時間	各 180 分		
料金	(1) ピオニー	税込 32,000 円 (教材費・テキスト代込み)	
	(2) アイリス	税込 32,000 円 (教材費・テキスト代込み)	
	(3) バラ	税込 32,000 円 (教材費・テキスト代込み)	

※ (1)(2)(3)を修了後、3 作品を提出し、審査に合格した方は、当協会「認定マイスター」の認定を受けることが可能です。認定を受ける際は、認定料のお支払いが必要です。

I. 「認定マイスター」の認定を受ける場合	
認定料&ディプロマ発行	税込 15,000 円 ➤ 認定時に、別途当協会へお支払いください。年会費は不要です。
概要	➤ 「一般社団法人スカルプチャーアート協会認定マイスター」としての活動が可能です。 ➤ 修了された(1)(2)(3)の開講が可能です。 ➤ 協会が販売する画材の割引特典があります。
II. 「認定マイスター」の認定を受けない場合	
概要	➤ (1)(2)(3)の開講内容を他者に教えることはできません。 ➤ 当協会の講座内容と異なるご自身独自のオリジナル講座の開講は可能です。 ➤ ご自身で創作された作品を他者に販売されることも可能です。

※ 認定資格を取得され、当協会所定の各クラスを開講する際は、デザイン（制作方法）、時間、料金などを当協会と同様に設定して生徒の皆様へ提供いただきます。